

平成26年7月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映	<p>例えば道府県分においては土地単価の高さが反映されず、また、大都市分においては普通態容補正の算定に用いる評点に上限が設けられるなど、現行の算定では都が抱える大都市特有の財政需要を適切に反映できていない。</p> <p>また、今後、都市部において急速な高齢化に伴う社会保障関係費の一層の増大が見込まれることも含め、これら大都市特有の財政需要を適時適切に基準財政需要額に反映されたい。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成26年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p> <p>また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p>

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
1	(省)	神奈川県	大都市圏特有の財政需要の反映	基準財政需要額の算定については、介護・医療などの経費や防災対策の経費など、大都市圏特有の財政需要に十分に配慮して見直されたい。  [継続]	採用する。  これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。 さらに、平成 26 年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 普通態容補正 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	神奈川県	都市化の程度による給 与差の共通係数への反 映	普通態容補正に係る共通係数の設 定にあたっては、都市化の程度によ る給与の差を適正に反映されたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  平成15年度における道府県分の留保財 源率の見直しに際し、基準財政需要額の 削減が必要なため都道府県分については 共通係数を1/2としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 段階補正 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	神奈川県	段階補正係数における 過度の財源調整の見直し	段階補正係数について、総合的な バランスを考慮し、都道府県分の過 度な割落率を見直されたい。  [継続]	採用しないが、引き続き検討する。  人口一人当たりの経費は、一般的に人口 が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体 ほど割高になることから、このような事情 を適切に算定に反映することが必要と考え ており、今後とも引き続き適正な係数の設 定に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 段階補正・人口急減補正 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	段階補正と人口急減補正は、各地方団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、その存続と係数の的確な算定による適正な水準確保を図ること。  [継続]	採用する。  段階補正及び人口急減補正を存続することとし、人口規模等に応じた経費差の反映や人口急減団体に対する激変緩和措置を引き続き構ずる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]  
[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	寒冷補正の堅持及び 充実	寒冷補正による需要額の割増は 安定的な財政運営のために不可欠 であり、今後とも、普通交付税に おける寒冷補正の堅持及び充実に より、本道を含めた寒冷・積雪地 域の財源保障を図られたい。 [継続]	採用する。  行政に要する経費が気候の寒冷又は積雪 の度合いによって割高となるものについ て、その割高となる給与の差、寒冷の差又 は積雪の差の事由ごとにそれぞれ定める地 域区分に応じて増加経費を算定するもの。 引き続き、実態等を踏まえ算定していく。
2	(省)	北海道	投資補正係数における 割落しの廃止	北海道特例補助率を理由とする補 正係数の割落としは、算定の簡素化 の観点からも疑問であるので廃止し ていただきたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。  北海道に適用される割落率は、国庫補助 金が高率であり、地方負担割合が北海道以 外の地域に比べて低いことを反映させるも のである。
3	(省)	沖縄県	投資補正係数におけ る割落しの廃止	道路橋りょう費の算定におい て、投資補正係数の0.95の割落と しを廃止願いたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。  沖縄県に適用される割落率は、国庫補助 金が高率であり、地方負担割合が沖縄県以 外の地域に比べて低いことを反映させるも のである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]  
[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	山形県	数値急減補正の継続	数値急減補正の継続(激変緩和措置) [継続]	採用する。 数値急減補正は、直轄事業負担金廃止に伴う測定単位の対象となる道路面積の急激な減少に対応するため、国道(指定区間外)、都道府県道に係る算定額の急減を緩和する観点から導入したものであり、各団体の算定額の状況を勘案し、本年度においても数値急減補正を継続することとする。
5	(省)	茨城県	投資補正係数の見直し(未整備延長区間比率の引上げ)	投資補正係数の算定に用いられている「標準道路延長延長比率」分を段階的に縮減・廃止し、「未整備延長区間比率」へ配分。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。
6	(省)	奈良県	投資補正係数の見直し(未整備延長区間比率の引上げ)	道路整備の遅れた団体において、未整備区間の整備が促進されるよう、投資補正における「未整備延長区間比率」に係るウェイトを引き上げられたい。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]  
[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	鹿児島県	投資補正係数の見直し(標準道路延長比率の引下げ)	投資補正係数の算定に用いられている標準道路延長比率について、当該指標を用いた算式を見直すこと。  [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。
8	(省)	鹿児島県	橋りょう等の老朽化対策に係る経費の充実	橋りょう等の長寿命化に伴う維持管理コストについて、道路橋りょう費の充実をすること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  橋りょう等の長寿命化対策等に係る経費については、既に措置しているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 河川費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	富山県	発電水利使用料の控除の 廃止	河川費の基準財政需要額の算出に あたり、発電水利使用料の控除を取 り止められたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  発電水利使用料については、団体間の偏在性 が大きいことや、その額が河川法に基づき国の 定める額の範囲内とされていること等に鑑み、 実態に即した額を需要額から控除することが、 公平な算定につながるものと考えられることか ら、一定割合を控除することとしているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 生活保護費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	兵庫県	密度補正に用いる単価差率の見直し	生活保護費の密度補正に用いる生活保護者数については、県が直接支給を行う町村分と市の繰替支弁分が用いられているが、扶助費の単価差を反映させる乗率は町村のみを想定した率となっているため、市の単価差を反映されたい。  [継続]	採用する。  町村分の単価差と繰替支弁分の単価差を加重平均した単価差を新たに設定する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	秋田県	民生委員・児童委員定数 に係る密度補正の新設	条例による民生委員及び児童委員 の定数を基礎数値とする密度補正を 新設していただきたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  民生委員・児童委員については、全国の 民生委員・主任児童委員数の状況を踏ま え、適切に単位費用措置しているところ。 また算定の簡素化の観点から補正の数を 抑制しているところであり、新たな密度補 正を設けることは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	山形県	都道府県立病院会計への繰出金に係る密度補正の算定方法の継続	病床数と病院事業債の元利償還金に基づく算定方法の継続 [継続]	採用する。 地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正については可能な限り縮減する方向で検討すべきであるが、本年度は昨年度と同様の算定方法としたところ。
2	(省)	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る補正係数の新設	都道府県立病院会計への繰出金等のうち、高度医療に要する経費にかかる密度補正係数を新設されたい。 [継続]	採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入しているところ。 普通交付税は標準的な経費について算定するものであるほか、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。
3	(省)	奈良県	密度補正I(人口密度の大小による保健所数の逡増を勘案)の廃止	保健所数と人口密度の間に、相関関係が全く見受けられず、また算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止されたい。 [継続]	採用しないが、引き続き検討する。 標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の逡増、逡減を勘案して算定することとしている。 一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 高齢者保健福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	神奈川県	消費税率引上げに伴う社会保障の充実に係る経費における補正係数の設定	消費税率引上げに伴う社会保障の充実に係る経費について、各地方公共団体の財政需要を適正に算定するために、適切な補正係数を設定されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  平成26年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分については、新たに基準財政需要額に全額算入したところ。 これら充実分等の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要することが可能であると考えている。
2	(省)	石川県	介護給付費負担金における都道府県財政負担の実績に見合った算定	介護給付費負担金に係る交付税措置額が決算額と大きく乖離していることから、受給者一人あたりの都道府県負担額について、各団体の実績に見合う額になるよう、受給者一人あたりの単価(補正係数)の見直しを検討されたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  地域間における医療費単価差の要因は一律ではないことから、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、全国の平均的な水準に基づくべきであり、実績単価を採用することは適当ではない。
3	(省)	石川県	後期高齢者医療給付費負担金における都道府県財政負担の実績に見合った算定	後期高齢者医療給付費負担金に係る交付税措置額が決算額と大きく乖離していることから、受給者一人あたりの都道府県負担額について、各団体の実績に見合う額になるよう、受給者一人あたりの単価の見直し(補正係数の新設)を検討されたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  地域間における医療費単価差の要因は一律ではないことから、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、全国の平均的な水準に基づくべきであり、実績単価を採用することは適当ではない。

(様式 2)

### 地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括 需要 収入 ]

[ 農業行政費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
1	(省)	山形県	日本型直接支払制度 (多面的機能支払) における農振農用地面積を用いた補正係数の設定	日本型直接支払制度 (多面的機能支払) に係る経費について、的確に基準財政需要額に反映されるよう、農振農用地面積を用いて補正係数を算定されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  日本型直接支払制度 (多面的機能支払) に係る経費については、農林業センサスの田、畑、草地の区分ごとの経営耕地面積を用いて、補正係数の算定を行っているところであるが、農振農用地にかかる田、畑、草地の区分ごとの面積については、公信力のある基幹統計が公表されていないため、ご意見のような補正係数を算定することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	離島振興経費(離島航空 路線維持対策等)に係る 算定の充実	離島航空路線維持対策等の離島振興 にかかる経費について、特別交付税で 措置されている経費の一部を移行する ほか、へき地補正の拡充により充実を 図られたい。  [新規]	以下の理由により、採用しない。  特別交付税の割合の引下げについては、平 成28年度からに延期したところ。 離島航空に関する経費については、特別交 付税において、適切に措置を行っているところ。
2	(省)	山形県	人口急減補正の継続	人口急減補正については、平成22年 国勢調査が算定に用いられ続ける平成 27年度までの2ヶ年、激変緩和措置と して継続して措置していただきたい。  [継続]	採用する。  平成23年度算定において再適用した人口急 減補正について、人口減少団体の現状を踏ま え、引き続き適用するとともに、復元率も段 階的に縮減する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	青森県 和歌山県	投資補正係数における 公的固定資本形成に係 る補正の堅持	各団体の投資的需要が的確に基準 財政需要額に反映されるよう、公的 固定資本形成に係る補正の堅持等適 切な措置を講じること。  [継続]	採用する。  公的固定資本形成に係る補正につい ては、公共事業の執行に支障をきたすこと のないよう、投資的経費の状況等を踏まえて 算定している。
4	(省)	鳥取県 島根県	投資補正係数における 公的固定資本形成に係 る補正の充実	社会資本整備が遅れている団体の 投資的需要が的確に反映されるよ う、公的固定資本形成に係る補正係 数を充実すること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  公的固定資本形成に係る補正につい ては、公共事業の執行に支障をきたすこと のないよう、投資的経費の状況等を踏まえて 算定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	島根県	離島経費の算定見直し	へき地補正で算定されている離島経費のうち、一般行政経費及び投資的経費については、へき地手当級地区分と連動するものではないため、行政運営に支障が出ないように配慮すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 へき地の度合や都道府県が負担するへき地の増嵩経費を客観的に反映する指標として、へき地所在小・中学校の教職員数を用いているところ。 離島に関する経費については、今後とも適切に算定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(省)	徳島県 香川県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への出資金に係る地方債の元利償還金に対する事業費補正の新設	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への出資金に係る地方債の元利償還金の一定割合を事業費補正により基準財政需要額に算入すること。  [継続]	以下の理由により採用しない。  地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正は可能な限り縮減する方向であるところ。
7	(省)	長崎県	新幹線鉄道整備事業に係る地方債の元利償還金に対する事業費補正の見直し(財政力指数に応じた算入率の引上げ等)	新幹線鉄道整備事業に係る元利償還金の交付税措置率の算出について、標準財政規模を基準とした措置率の算定では、臨財債償還費や社会保障関係費の増加による交付税の増により、整備新幹線に係る元利償還金が当該自治体の財政に占める割合を適切に測れない。 指標として財政力指数を用いるか、若しくは標準財政規模を用いても、そこから社会保障関係費や臨財債償還費を除外した額を用いるなど算定方法の大幅な見直しをされたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  平成20年度算定において、整備新幹線に係る元利償還金の負担が重く、通常の算入率によっては財政運営に支障が生じるおそれがあると判断される地方団体に限り、算入率の引き上げを行ったところ。 このため、指標には元利償還金の負担の重さを測る観点からは、その重さが直接関係ない財政力指数ではなく、標準財政規模に占める元利償還金の割合を用いることが適当であると考えている。 また、指標の妥当性を保つためには、標準財政規模から特定の経費を控除することは困難と考える。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(省)	鹿児島県	奄美群島振興開発に係る 交付金制度の創設に伴う 地方負担分の交付税措置	奄美群島振興開発に係る交付金制度 の創設に伴い、増加する離島振興経費 を地域振興費において、新たに補正を 新設し、適切に措置すること。  [新規]	採用する。  ご指摘のような新たな補正の新設は予定し ていないが、交付金の創設に伴い発生する地 方負担については、特別交付税や事業費補正 により適切に措置をする。
9	(省)	鹿児島県	へき地補正の見直し(職 員数の増加の反映)	外海離島を有する都道府県では、離 島地域の住民に対しても一定のサー ビスを提供するため、出先機関を設置し 職員を配置していることから、同規模 の団体と比べて職員数が多くなってい るため、地域振興費のへき地補正にお いて、特地勤務手当、一般行政経費等 だけでなく職員数の増分についても、 離島に係る増加所要額に加算して算定 すること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  普通交付税においては、標準的な職員の給 与費と、へき地補正で旅費や特地勤務手当等 について措置をしており、特別交付税におい て離島を有する団体において職員数が通常よ りも多くなることに着目し、増加する一定の 人件費を措置をしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域経済・雇用対策費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	奈良県	経常態容補正係数の見直し(一人当たり製造品出荷額の廃止)	<p>経常態容補正係数に用いられている一人当たり製造品出荷額/全国平均については円高の影響を受けやすい製造品を指標として設けられていると考えられるが、現在は費目創設時の円高状況を脱出しているため、廃止されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>本指標は、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化に要する経費を算定するため採用したところである。地域経済については、現在も厳しい状況が続いており、各地域において住民ニーズに的確に対応した施策を展開できるよう今後とも適切な算定に努める。</p>
2	(省)	鳥取県	経常態容補正係数の見直し(自主財源比率から財政力指数への変更)の見直し【鳥取県・島根県共同提案】	<p>決算統計上の自主財源には、制度融資による貸付金の返還金や国庫返還等のための特別会計からの臨時的な繰入金なども含まれており、自主財源比率では財政力を的確に反映できないため、自主財源比率から財政力指数を用いた算定へ改めること。</p> <p>地域経済の活性化に資する少子高齢化対策に係る財政需要の増加については、新たな指標(合計特殊出生率)を追加すること。</p> <p>また、検討されている新たな算定については、地域の実情を的確に反映できる指標を用いること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地方税等の自主財源が脆弱であっても、積極的に雇用創出のための事業を実施することができるよう、財政力指数ではなく自主財源比率を指標として用いている。</p> <p>自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいうものであるから、特定の項目を除外することは適当ではない。</p> <p>また、本費目は、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に展開できるよう措置しているものであり、合計特殊出生率は、当該目的には馴染まない。</p> <p>「地域の元気創造事業費」においては、行革努力及び地域経済に関する幅広い指標を用いて算定することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域経済・雇用対策費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	島根県	経常態容補正係数の見直し(自主財源比率から財政力指数への変更)の見直し【鳥取県・島根県共同提案】	算定指標のうち、自主財源比率では財政力を的確に反映できないため、財政力指数を用いた算定へ改めること。地域経済の活性化に資する少子高齢化対策に係る財政需要の増加については、新たな指標(合計特殊出生率)を追加すること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  地方税等の自主財源が脆弱であっても、積極的に雇用創出のための事業を実施することができるよう、財政力指数ではなく自主財源比率を指標として用いている。 自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいうものであるから、特定の項目を除外することは適当ではない。 また、本費目は、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に展開できるよう措置しているものであり、合計特殊出生率は、当該目的には馴染まない。
4	(省)	大分県	地域経済雇用対策費の平成27年度以降の継続	地方においては未だ景気の回復に達しておらず、地域経済の活性化及び雇用対策は急務である。26年度までの措置となっているが、地方が景気回復を促進するうえで必要な経費であるため、引き続き本項目を継続することを求める。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠を含めた歳出特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」を設け、その期間を「中期財政フレーム」の期間である平成24年度から平成26年度までの3年間としたところであり、これに対応し、本費目においても、歳出特別枠と同じ3年間としたところである。 平成27年度以降の本費目の扱いについては、現時点で申し上げることはできないが、地方財政計画の策定を通じ、必要な財源を確保してまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域経済・雇用対策費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	鹿児島県	経常態容補正の見直し (定数から自主財源比率への変更)	景気回復の遅れている地方において、地方税等の自主財源の乏しい団体が経済・雇用対策を行うための財源を確保できるように、経常態容補正の重み付けのうち、人口にかかる分0.1を自主財源比率にかかる分に移して頂きたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  本費目は、各地方公共団体の人口に基づき算定することを基本としているため、一定程度定数により需要額を算定する部分も必要である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	地域の元気創造事業費における人件費削減努力の適切な評価及び条件不利地域に配慮した指標の選定	平成26年度から導入される「地方交付税において頑張る地方を支援するための算定の仕組み」においても、各地方団体の平成25年度における国に準じた給与削減措置に対する要請を踏まえた取組みやそれ以前の人件費削減努力を、ラスパイレス指数や期末・勤勉手当等に係る減額状況等を参考に適切に評価し、算定に反映する仕組みを取り入れられたいこと。 産業が集積した地域に有利な指標を用いるだけでなく、条件不利地域等の実情にも配慮したものとなるよう検討いただきたい。 [新規]	採用する。 各地方団体の様々な行革努力を反映させるため、ラスパイレス指数及び職員数削減率を基本とし、両指標では捕捉できない手当削減等の取組を反映させるため、人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を用いることとした。 地域経済活性化に関する指標についても、各団体の様々な取組をバランスよく反映させるために幅広く指標を選定したところ。なお、人口の少ない地域を考慮して、地域経済・雇用対策費の段階補正を用いることとした。
2	(省)	岩手県 福島県	東日本大震災の被災団体における特例措置	「職員数削減率」、「第一次産業産出額」、「製造品出荷額」等の指標を用いるにあたっては、東日本大震災の被害状況を踏まえ、被災団体については特例措置(削減率や伸び率が全国平均の率を下回っている場合には、全国水準の率を確保したり、震災発生以後の指標を用いないこととする)を講じていただきたい。 [新規]	一部採用する。 職員数削減率については、東日本大震災に対応するため採用された職員を除外した上で算定することとした。 第一次産業産出額や製造品出荷額等の指標については、平成25年度以降の努力を算定に反映する観点から、今後、年次更新に伴って指標の起点を平成24年度又は平成22~24年度の3年間平均とすることとしており、震災からの復興の努力が成果指標に反映されることになる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	埼玉県	人口当たり職員数を用いた算定(職員数削減率における対象職員の限定、ラスパイレス指数の不使用)	<p>「頑張る地域の支援」の算定指標として、職員の全体数の削減率等を用いるべきではない。</p> <p>また、ラスパイレス指数は、比較対象に国の指定職が含まれていないなどの問題があることから、算定指標に用いるべきではない。</p> <p>人口当たり職員数を用いて算定を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。</p> <p>一方、義務教育職員及び警察官については、国の基準により定数が決められており、国基準の定数が増加している部分については、地方団体の合理化努力にも限界があると考えられるため、職員数削減率の算出にあたり国基準の定数増の影響を除外する特例を設けることとした。</p> <p>給与水準を比較する指標としては、本給の水準を表すラスパイレス指数が最も標準的な指標と考えられることから、これを用いるもの。</p> <p>本費目は行革により捻出した財源が地域経済の活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するもの。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	茨城県	地域の元気創造事業費 に使用する指標等につ いて	<p>給与水準を用いた算定では、地域手当補正後ラスパイレス指数を基準とすること。</p> <p>職員数削減を用いた算定では、各団体の削減努力を正しく反映させるため、一般行政職員のみを対象とすること。</p> <p>製造品出荷額や農業産出額の伸びのみでは、当該団体の地域特性や立地企業の状況等に左右される要素が大き く、地域経済活性化に対する地方の取組を的確に反映できないため、算入割合については多くとも50%程度とし、 残余については人口・面積に基づく基礎額、及び産業振興関係経費については新規工場立地件数・面積、農業振興関係については新規就農者数など財政需要をより適切に反映すると考えられる規模に応じて算入されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地域手当補正後ラスパイレス指数は、給料を対象に厳密な算定を行ったラスパイレス指数をもとに、地域手当を加味した地方公務員の給与水準を把握するため、地域手当の制度上の支給率を用いて簡易な計算方法により補正した指数であり、あくまで参考として算出しているもの。したがって、給与水準を比較する指標としては、引き続きラスパイレス指数が最も適切な指標と考えている。</p> <p>なお、地域手当も含めた各種手当の削減等の取組を反映するため、人件費削減率を指標に用いることとしている。</p> <p>職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。</p> <p>一方、義務教育職員及び警察官については、国の基準により定数が決められており、国基準の定数が増加している部分については、地方団体の合理化努力にも限界があると考えられるため、職員数削減率の算出にあたり国基準の定数増の影響を除外する特例を設けることとした。</p> <p>本費目は、地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を全国標準よりも伸ばしている団体に対して割増しを行うものとした。</p> <p>各団体の取組は様々なため、バランスよく反映させるために幅広く指標を選定したものである。なお、新規工場立地件数・面積については、工場立地動向調査は、1,000平米以上の土地を工場立地のために取得した事業者に限定して調査を行っており、小規模工場は対象となっていないため用いない。農業分野からは、農業産出額を用いることとしたため、新規就農者数は用いないこととした。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	神奈川県	行革努力の算定への反映(人件費削減率)	<p>①「職員数削減率」にあつては、教育・警察職員を除いたものとする事。</p> <p>②「人件費削減率」にあつても、教育・警察職員を除いたものとする事。</p> <p>③「人件費を除く経常的経費削減率」の指標のうち「補助費等」にあつては、急速な高齢化などにより増加する社会保障経費などの義務的な経費(地方財政状況調査表の「補助費等のうち扶助費的なもの」)を除くこと。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>①職員数削減率及び人件費削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。                      一方、職員数削減率において、義務教育職員及び警察官については、国の基準により定数が決められており、国基準の定数が増加している部分については、地方団体の合理化努力にも限界があると考えられるため、職員数削減率の算出にあたり国基準の定数増の影響を除外する特例を設けることとした。</p> <p>②人件費削減率については、国の基準の定数に係る人件費を算出することが困難であること、また人件費削減率が職員数削減率及びラスパイレス指数を補完し、地方団体の給与面の取組を包括的に捉える指標であることも踏まえ特例を設けないこととした。</p> <p>③「補助費等のうち扶助費的なもの」の中には、国制度に係る社会保障関係経費の地方負担だけでなく、県単独の補助費等、各団体の行革努力が反映される部分も含まれることから、経常的経費削減率の算定に含めることとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(省)	富山県	行革努力及び地域経済活性化に係る指標の選定及びウェイト	<p>①国による政策誘導とならないよう、地域の実情等に応じた行革等の実績を的確に反映できる指標を用いるなど、地方が自主努力により取り組む行政改革や産業育成等の施策を支援する仕組みとすべき。</p> <p>以下の指標を用いたうえで、「全国平均値の増加率との差」と「全国平均値との差」で算定されたい。</p> <p>「人口1人あたり製造品出荷額」、「人口1人あたり小売業年間商品販売額」、「人口1人あたり事業所数」、「人口1人あたり第一次産業産出額」、「就業率」、「若年者就業率」</p> <p>②地方債残高の削減率について、新幹線建設にかかる地方債残高は除外すべきである。</p> <p>③若年者就業率は、「変化率が全国平均以上による割増」と「絶対値が全国平均以上であることによる割増」を併用し、既に高い水準にある団体が不利にならないようにすべきである。</p> <p>④第一次産業産出額、製造品出荷額は、道府県の基幹産業に対する指標で重要性が高く、また毎年のデータが存在することから、地方の努力を的確に反映している指標であるといえるため、他の指標よりも配分割合を大きくすべきである。</p> <p>⑤小売業年間商品販売額、若年者就業率、従業者数、事業所数については、同じ指標を複数年使用するため、地方の努力が反映されにくい指標であるため、他の指標よりも配分割合は小さくすべきである。</p> <p>⑥極端に団体間の差が生じないよう、割増しが無い項目についても一定額が導入されるような算定方法としていただきたい。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>①地域経済活性化の成果に関する指標については、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、事業所数、第一次産業産出額、若年者就業率等、各地方団体の努力を多面的に算定に反映することとした。</p> <p>なお、算定においては、地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を全国標準よりも伸ばしている団体に対して割増しを行うものから、伸び率を用いることとした。</p> <p>②地方債残高の削減率については、地財対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたところ。</p> <p>③、⑥経済活性化の成果に関する指標については、地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を全国標準よりも伸ばしている団体に対して割増しを行うものである。したがって、絶対値ではなく、伸び率を用いることとした。</p> <p>④、⑤各団体の地域経済活性化の取組は様々であるため、バランスよく反映させるために幅広く指標を選定したものであり、各指標のウェイトについては、統計調査が行われる間隔にかかわらず、産業面・雇用面の指標については0.15、これらを補完する指標は0.05としたところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	石川県	「頑張る地方」を支援するための制度設計	<p>国の政策目的達成の手段として、給与水準を加算算定に用いることは不適當。各団体の中長期的な人件費削減努力の適切な反映という点でも問題がある。</p> <p>教職員数及び警察職員数の法定職員数の増減は算定基礎から除くべき。法定職員数が減少している場合も算定基礎から除き、完全に法定職員数を除いた職員削減数で算定すべき。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>行革を行っている地方団体においては、行革により捻出した財源を地域経済活性化に活用していると考えられることから、給与水準を指標のひとつとした。職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。一方、義務教育職員及び警察官については、国の基準により定数が決められており、国基準の定数が増加している部分については、地方団体の合理化努力にも限界があると考えられるため、職員数削減率の算出にあたり国基準の定数増の影響を除外する特例を設けることとした。</p>
8	(省)	福井県	行革努力に係る指標のウエイト	<p>経常態容補正Iにおいて行革努力分を算定することとされているが、その70%を人件費関係で算定しており、人件費に偏っているため、経費の削減や県債残高の削減も同じウエイトで算定するよう要望する。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>平成25年度の地域の元気づくり推進費を踏まえつつ、ラスパイレス指数及び職員数削減率では捕捉できない手当削減等の取組を反映させるため、人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を用いることとしたもの。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	山梨県	地域の元気創造事業費 算定における給与削減 の取り組み	ラスパイレス指数については、一過性の取組でなく、一定期間におけるラスパイレス指数の平均値を用いることが、人件費削減を行革努力の結果を適切に反映させる仕組と考えられるため、直近5カ年平均による係数のみを算定対象とされたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  行革により捻出した財源を地域の活性化等に活用している地方団体の財政需要をとらえるため、人件費削減努力は直近のラスパイレス指数に表れているのが原則であることから、H25ラスパイレス指数を基本とし、過去の削減努力を反映する観点から、直近5カ年平均のラスパイレス指数を補完的な指標としているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)	長野県	地域経済活性化に係る 指標の選定	<p>指標として就業率を用いられたい。                      地域経済活性化の取組みの評価にあたっては、指標の伸び率以外の視点も取り入れられたい。特に、「就業率」に係る指標は直近の就業率自体とし、かつ、若年者に限らず全体の就業率とされたい。</p> <p>「延べ宿泊者数」は年毎の増減にばらつきがあり、周期的な大規模観光行事や気象等の様々な要因に左右されるため、伸び率を指標として用いることは見直されたい。</p> <p>職員数削減を指標とする場合には、地方団体の特殊要因について考慮されたい。(長野県の場合、削減率算定のベースとなった平成5~9年度は長野冬季五輪組織委員会への退職派遣職員が多数おり、実際の職員規模が算定に適切に反映されていない。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地域経済活性化分に関する指標については、地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を全国標準よりも伸ばしている団体に対して割増しを行うものから、伸び率を用いることとした。</p> <p>なお、雇用面での地方の取組を表す指標については、従業者数、事業所数を用いることとした上で、地域経済活性化という観点から、今後の長期にわたり雇用が継続すると考えられる若年者について、若年者就業率を用いることとした。</p> <p>延べ宿泊数については、各団体の観光客誘致の努力を評価する観点から、指標に用いることとしたところ。なお、年度内の変動への対応については、今後の年次更新において、他の指標と同様に、複数年度の平均を用いる等の手法を検討してまいりたい。</p> <p>各団体の行革により捻出した財源を地域の活性化等に活用している地方団体の財政需要を公平に算定するため、定員管理調査を基本としつつ、特例措置についても交付税算定の基礎数値等、客観的な指標を用いることとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(省)	愛知県	地方債残高削減率の対象及び製造品出荷額等の指標の対象選定	<p>①地方債削減率の対象地方債は、臨時財政対策債のほか、減収補填債、減税補填債及び調整債(H21年度以降に発行した地方法人特別税等による減収分)を除くことが適当である。</p> <p>②製造品出荷額、一人当たり県民所得の指標はリーマンショック後を対象年度にし、2カ年平均の伸び率を採用して算定を行うことが適当である。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>地方債残高削減率については、①地財対策において財源の補填のために発行する地方債、②災害に係る地方債、③行革推進のために発行する地方債は対象外としたところ。</p> <p>製造品出荷額、一人当たり県民所得等の指標については、各団体の努力が及ばない単年度の外的要因を考慮して3年平均をとることとし、平成26年度算定に当たっては、直近の年度の伸び率を用いているが、今後、平成25年度以降の努力を算定に反映する観点から、年次更新に伴って指標の起点を平成22~24年度の3年間平均とする予定である。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(省)	兵庫県	職員数削減率の対象 (教育・警察職員の除外)	平成26年度地方交付税において、新たに地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行うこととされているが、行革努力において職員数削減を対象とする場合は、一般行政職のみを対象とすること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。 一方、義務教育職員及び警察官については、国の基準により定数が決められており、国基準の定数が増加している部分については、地方団体の合理化努力にも限界があると考えられるため、職員数削減率の算出にあたり国基準の定数増の影響を除外する特例を設けることとした。
13	(省)	奈良県	地方税徴収率及び工場立地件数の指標の選定	①経常態容補正Ⅰの定数を廃止し、地方税徴収率を追加されたい。 ②工場立地件数を追加されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  地方税徴収率については、徴税费において算定に反映させているところ。 工場立地件数については、1,000平方メートル以上の用地を工場立地のために取得した事業者に限定して調査を行っており、小規模工場は対象となっていないため、製造品出荷額の指標を用いて算定することとした。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

#### [ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
14	(省)	和歌山県	国に準じた給与削減を実施した団体に対する加算	行革努力の算定の指標の一部として、給与水準を用いて算定を行う場合は、国に準じた給与削減を実施した場合においても、職員構成の違い等により、国の給与削減後のラスパイレス指数との比較では団体によって100を超える可能性があるが、国に準じた給与削減を実施した団体に対しては、一定の加算措置が講じられる仕組みとされたい。  [新規]	採用する。  ラスパイレス指数が100を上回る場合においてもラスパイレス指数に応じた評価を行うこととした。
15	(省)	徳島県	1人当たり県民所得の指標の選定等	・「1人当たり県民所得」を活用 ・過去3年間の平均伸び率に着目 ・全国を上回る度合いに応じて交付税を一定程度加算 ・市町村分は都道府県全体の成果を構成団体に配分する考え。  [新規]	一部採用する。  地域の経済活性化の取組に当たって、包括的に評価する指標として、1人当たり県民所得を用いることとした。 毎年度公表される統計を用いる指標については、団体の努力が及ばない単年度の外的要因の影響を排除しつつ、直近の取組成果を反映させるため、過去3ヶ年平均の伸び率を用いることとした。 なお、市町村の算定に当たっては、各市町村の取組を適切に評価する観点から、各市町村毎の成果指標に基づき算定することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(省)	高知県	適正な規模での算定及び財政力の弱い団体への配慮等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な規模での算定額の設定</li> <li>・財政力の弱い団体の財政需要により的確に伝えられる水準の段階補正の採用、自主財源比率や有効求人倍率の逆数を用いた補正係数の採用、人口の社会減が大きい地域により配分が多くなるような補正係数の採用</li> <li>・歳出削減率については採用しないこと、ラスパイレス指数や職員削減数について、国からの要請を受けた平成25年度における給与削減措置のみを評価するような算定方法とはしないこと、直近10年間の平均を指標として用いること</li> <li>・農林水産業分野での取り組みについて評価するような指標を採用すること。</li> </ul> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>本費目は、各地方団体の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映し、地域経済の活性化に取り組むために必要な財源需要を算定するものであり、財政力の弱い団体の財政需要を反映するものではない。</p> <p>また、行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられることから、職員数削減率やラスパイレス指数等の歳出削減の努力を反映し、ラスパイレス指数については、直近の指数に加えて、これまでの給与減額等を反映するため、過去5年平均を補完的に用いることとした。</p> <p>各地方団体の地域経済活性化の取組を多面的に反映するため、多くの指標を用いて算定することとし、農林水産業分野については、「第一次産業算出額」を用いることとしたところ。</p>
17	(省)	福岡県	ラスパイレス指数に係る当該団体の過去との比較による算定	<p>給与削減に係る算定を行う場合には、ラスパイレス指数による算定においても国と地方団体の比較を行うのではなく、団体の過去の状況との比較による算定を行うこと。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない</p> <p>地域の元気創造事業費の算定に当たっては、行革努力、地域経済活性化の成果のいづれかについても全国の水準を上回る努力を算定に反映させることとしており、ラスパイレス指数についても、当該団体の過去の状況ではなく、指数100(国家公務員の給与水準)との対比で算定することとしたもの。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(省)	長崎県	条件不利地域に対する 配慮	地域振興費に関連したへき地・離島 に対する加算措置を行うなど、離島等 条件不利地域に対し適切な配慮をされ たい。  [新規]	以下の理由により採用しない  努力を評価するものであり、全国との 比較により算定することとした。 なお、人口の少ない地域を考慮して、 地域経済・雇用対策費の段階補正を用い ることとした。また、離島や寒冷地等の 特別な財政需要については、地域振興費 により適切に対応している。
19	(省)	鹿児島県	条件不利地域に対する 配慮	条件不利地域は自主財源比率を用い た指標で割増を行うなど配慮いただき たい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  努力を評価するものであり、全国との 比較により算定することとした。 なお、人口の少ない地域を考慮して、 地域経済・雇用対策費の段階補正を用い ることとした。また、離島等の特別な財 政需要については、地域振興費において 適切に対応している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(省)	宮崎県	地域経済活性化に対する指標の選定及び口蹄疫による影響の除外等	<p>①一人当たり第一次産業産出額、高齢者人口比率、合計特殊出生率を用いること                      ②第一次産業産出額において、H22の口蹄疫の発生による落ち込みが大きく、最も落ち込みの激しいH23を基準としてH24と比較するなど配慮いただきたい。                      ③口蹄疫対策転貸債を地方債残高から控除していただきたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>①本費目は、地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定するため、各地方団体の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映させることとしたものであり、第一次産業産出額をはじめとした様々な指標を用いることとした。なお、高齢者人口比率や合計特殊出生率は、地域経済活性化との関連が希薄であり、算定指標に用いないこととした。                      ②第一次産業産出額については、平成25年度以降の努力を算定に反映する観点から、今後、年次更新に伴って指標の起点を平成22～24年度の3年間平均とすることとしており、口蹄疫による影響からの復興の努力が成果指標に反映されるところ。                      ③地方債残高削減率において、行革努力を適切に反映する観点から、災害に係る地方債を除外することとしたところであり、復興基金に係る地方債は対象外とした。</p>
21	(省)	沖縄県	第3次産業に関する指標の選定	<p>第三次産業に関する指標(従業者数)を指標に用いて算定いただきたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>各地方団体の地域経済活性化の取組を多面的に反映するため、多くの指標を用いて算定することとしており、雇用関係の成果指標として、従業者数を用いることとした。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 公 債 費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	栃木県	満期一括償還地方債に係る交付税措置について	3年の据置期間が設定された理論償還率について、満期一括償還方式で借り入れた場合の据置期間のない理論償還率を設定していただきたい。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討していく。  満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、基準財政需要額の算定においては、公共施設等の供用開始までの期間や、使用料等の償還財源の無い期間等実態を勘案することや、地方団体の据置期間の設定状況等を踏まえて、当該期間が設定されているところ。 据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。
	(省)	群馬県			
	(省)	福井県			
	(省)	山梨県			
	(省)	長野県			
	(省)	愛知県			
	(省)	大阪府			
	(省)	岡山県			
	(省)	長崎県			
	(省)	鹿児島県			

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	福島県 滋賀県	種別補正係数の見直し	<p>包括算定経費（面積）の種別補正において、湖沼は「その他の面積」として0.59の割落がかかっているが、現実に湖沼の環境・水質保全には多額の経費を要することから、湖沼面積に適用する種別補正係数の引き上げを図られたい。</p> <p>[新規（福島県）] [継続（滋賀県）]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>包括算定経費（面積）の種別補正は、土地利用形態のコスト差を反映したものであり、一般の湖沼に係る標準的な経費については「その他の面積」の種別補正係数に反映しているところ。</p> <p>なお、指定湖沼や一般の湖沼に係る経費のうち上記の経費を超える部分については、特殊な財政需要であり、全国普遍的な財政需要を算定する普通交付税において算定することは適当ではない。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	青森県 長崎県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法(財源不足額基礎方式)における財政力による補正について	地方財政法上、発行が25年度までとされている臨時財政対策債について、仮に制度継続することとなる場合には、その配分にあたっては財政力の弱い地方公共団体に配慮されたい。  [新規] 長崎県 [継続] 青森県	採用する。  財政力の弱い団体に対しては、交付税額が多く配分されるよう配慮し、財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行ったところ。
2	(省)	和歌山県 熊本県 鹿児島県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法(財源不足額基礎方式)に係る補正の堅持・強化	平成25年度から臨時財政対策債発行可能額の算出方法が財源不足額基礎方式へ完全移行したことにより、今まで以上に個別団体の財源不足額の増減が各団体へ大きな影響を及ぼすようになったことから、財政力に応じて臨時財政対策債がより多く配分される現行の補正を堅持・強化されたい。  [新規] 和歌山県、熊本県 [継続] 鹿児島県	採用する。  既に、財政力の弱い団体に対しては、交付税額が多く配分されるよう配慮し、財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行っているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	神奈川県	臨時財政対策債発行 可能額の算定方法の改善	<p>財政力指数が高い団体であっても財源不足額は大きいことから、現在の財源不足額基礎方式では、財政力の高い団体へ過大な配分となっているので、二分の一は財源不足額による比例配分にするなど改善を図ること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>臨時財政対策債の配分の見直しに当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模も大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることとしているところ。</p>
4	(省)	茨城県 埼玉県 千葉県 愛知県 大阪府 兵庫県	臨時財政対策債発行 可能額の算出方法の見直し	<p>財源不足への対応については、臨時財政対策債の特例延長を行わず、法定率の引上げ等により対応すべきであるが、やむを得ず臨時財政対策債の発行を継続する場合であっても、財政力が強い団体ほど臨時財政対策債発行可能額が傾斜して配分されることがないように、財源不足額に応じた算出方法に見直されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>臨時財政対策債の配分の見直しに当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模も大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることとしているところ。</p>
5	(省)	静岡県	地方財源不足の解消 に係る抜本的な見直し	<p>臨時財政対策債を配分する場合でも、発行可能額が財政力の高い団体に過度に傾斜した配分とならないよう補正係数の見直しをお願いしたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>臨時財政対策債の配分の見直しに当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模も大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることとしているところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(省)	鳥取県 島根県	臨時財政対策債の算 定方法見直し 【鳥取県・島根県共同 提案】	臨時財政対策債の発行の増嵩に伴い、各道府県の基準財政需要額を臨時財政対策債償還額が圧迫していることを踏まえ、基準財政需要額に占める臨時財政対策債償還額の割合を加味して、臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。  [新規]	以下の理由により採用しない。  臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方公共団体の財政需要を的確に捕そくし、現実の財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
 [ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]  
 [ 所得割 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	千葉県 石川県 静岡県 京都府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 沖縄県	道府県民税(所得割)に係る 精算制度及び減収補填債制度 の導入	道府県民税所得割について、課税実績との乖離が大きいことから、分離譲渡所得分以外についても精算制度を導入するとともに、減収補填債制度を導入されたい。  【継続】	採用しないが、引き続き検討する。  精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていないところであるが、引き続き、個々の団体における乖離の状況等を勘案しながら今後とも精算制度導入の必要性について検討していく。